

2026年度

【千葉大学大学院人文公共学府 学生交流協定に基づく短期交換留学生】出願要項

本要項は、千葉大学大学院人文公共学府と大学間、または部局間学生交流協定を締結している協定校の学生が、人文公共学府への短期交換留学に出願する際に必要な手続きについて記載しています。なお、この日本語版は英文の原本を簡略化してまとめたものですので、英文の出願要項が正規の内容となります。

1. 大学院人文公共学府の短期交換留学生制度について

短期交換留学生に出願できるのは、千葉大学と大学間（または人文公共学府と部局間）学生交流協定を締結している海外の大学において、正規の課程に在籍している学生です。

千葉大学における短期交換留学生には、「特別研究学生」と「特別聴講学生」の2種類の所属区分があります。

特別研究学生は、人文公共学府に所属する教員の指導の下で、学生自身の研究テーマに沿って研究活動を行う留学生です（単位の取得はできません）。また特別聴講学生は、単位取得を目的として、人文公共学府において開講されている授業を受講します。人文公共学府で取得した単位は、大学間（部局間）の学生交流協定により、本国の在籍大学で単位とすることが可能です。

注意事項:特別研究学生と特別聴講学生の別は、いかなる理由があっても、出願後は変更できません。

2. 費用の免除

学生交流協定に基づき、交換留学生は検定料、入学料および授業料の支払いが免除されます。

3. 出願の要件

- ・千葉大学または大学院人文公共学府と学生交流協定を締結している大学（海外協定校）で、正規の大学院修士課程に在籍している学生であること。
- ・千葉大学への留学の効果が期待できる者として、在籍の大学院から推薦を受けられること。
- ・千葉大学での留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続すること。千葉大学在籍中（留学中）に、本国の在籍大学を卒業したり、学位を取得したりすることはできません。

4. 留学期間および入学の時期

留学の期間は、次のいずれかを選択できます。

- ・1セメスター間（2026年10月1日～2027年3月31日までの6カ月間）
- ・2セメスター間（2026年10月1日～2027年8月31日までの11カ月間）

人文公共学府で受け入れる短期交換留学生は、すべて10月入学となります。

5. 必要な語学能力

日本語による研究指導や講義を受ける場合は上級の日本語能力、英語による研究指導や講義を受ける場合は上級の英語能力が必要となります。その他、学生の専門分野において学業や研究遂行に必要な言語の能力が求められます。

6. 出願手続きの概要

- (1) 現指導教員を通じて、研究交流がある人文公共学府の教員に連絡を取り、短期交換留学生の受入れについて照会する。

- (2) 人文公共学府側の教員と出願希望の学生が、ビデオ通話やメール等で面談を行う。面談の結果、人文公共学府側の教員が受入を承諾した場合は、その教員が人文公共学府での受入指導教員となる。
- (3) 所属大学からの公式の推薦と、現指導教員からの推薦を受ける。
- (4) 出願に必要な書類が整ったら、受入を内諾した人文公共学府の教員に書類一式を送付する。

7. 出願書類

出願書類は、すべて英語か日本語で作成してください。

- ・願書（受験票と写真票を含む）※
 - ・研究計画書 ※
 - ・履歴書 ※
 - ・現指導教員による推薦状（原本） ※
 - ・所属大学院から人文公共学府への公式の推薦状（原本）
 - ・所属大学院による在学証明書（原本）
 - ・所属大学院による成績証明書（原本）
- （※のついた書類については、出願用の定型様式を使用すること。）

8. 出願書類提出期限

2026年3月2日（人文公共学府の受入教員に宛てて、この期日までに**必着**）

9. 出願に関する注意事項

- (1) 特別聴講学生に出願する者は、履修を希望する人文公共学府開講の授業科目（国際教育センターが開講する日本語科目も可）を、各ターム（後期セメスターは第4-5ターム、前期セメスターは第1-2ターム）において週7コマ以上選択し、願書の所定欄に科目名を記載してください（日本での在留資格を得るためには、各ターム7科目の登録が必要です）。人文公共学府で開講されている授業科目やその内容については、千葉大学 Web ページからリンクされているシラバスを参照してください。

<https://syllabus.gs.chiba-u.jp/>

- (2) 上記7. に記載の出願書類は、人文公共学府の受入教員に送付された後、教員が作成する「面談の記録」とともに教員から事務担当（人社系学務課大学院学務室）に提出されます。その時点で、出願の受付が完了します。
- (3) 出願を受け付けた後、4月中旬には人文公共学府としての受入が審議される予定です。受入が承認されたら、次に在留資格認定証明書（COE）交付申請の手続として、金銭的状況の審査書類など、多くの書類を提出していただくことになります。詳細は後日、入学予定者に通知します。

10. 短期交換留学に関する連絡先

千葉大学人社系学務課大学院学務室 人文公共学府担当

住所：〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33

E-mail：gah2352@office.chiba-u.jp